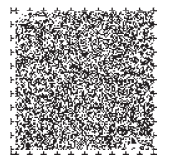


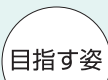
第2部

計画各論



基本目標1

あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

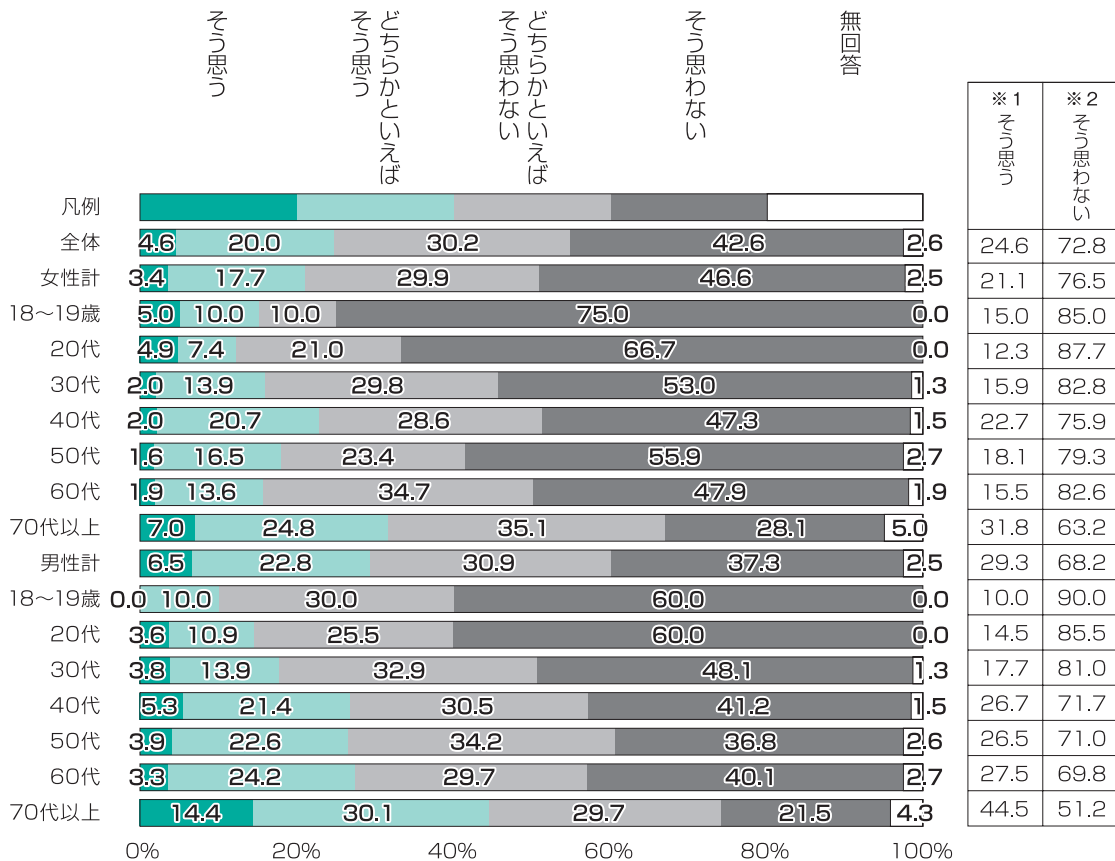


あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、他の人の異なる考えや生き方をも尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場でその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

令和元(2019)年度の「市基本計画の成果指標に関する意識調査」において、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識の解消度(「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合)は、男性が68.2%となっており、平成26(2014)年度の60.9%から改善の兆しが見えています。

しかし、女性の76.5%と比べると8.3ポイント低く、年代を追うごとに減少し、特に、70代以上では51.2%にまで低下しています。このような意識の差は、年代ごとに学校などで受けてきた教育、家庭や社会での体験などの違いにより生じたものと考えられ、改めて小・中学校における男女平等教育の重要性が浮き彫りになっています。

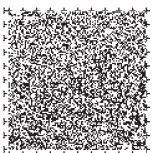
「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方について【性・年代別】



※1 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計

※2 「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」の合計

資料：令和元年度 市基本計画の成果指標に関する意識調査

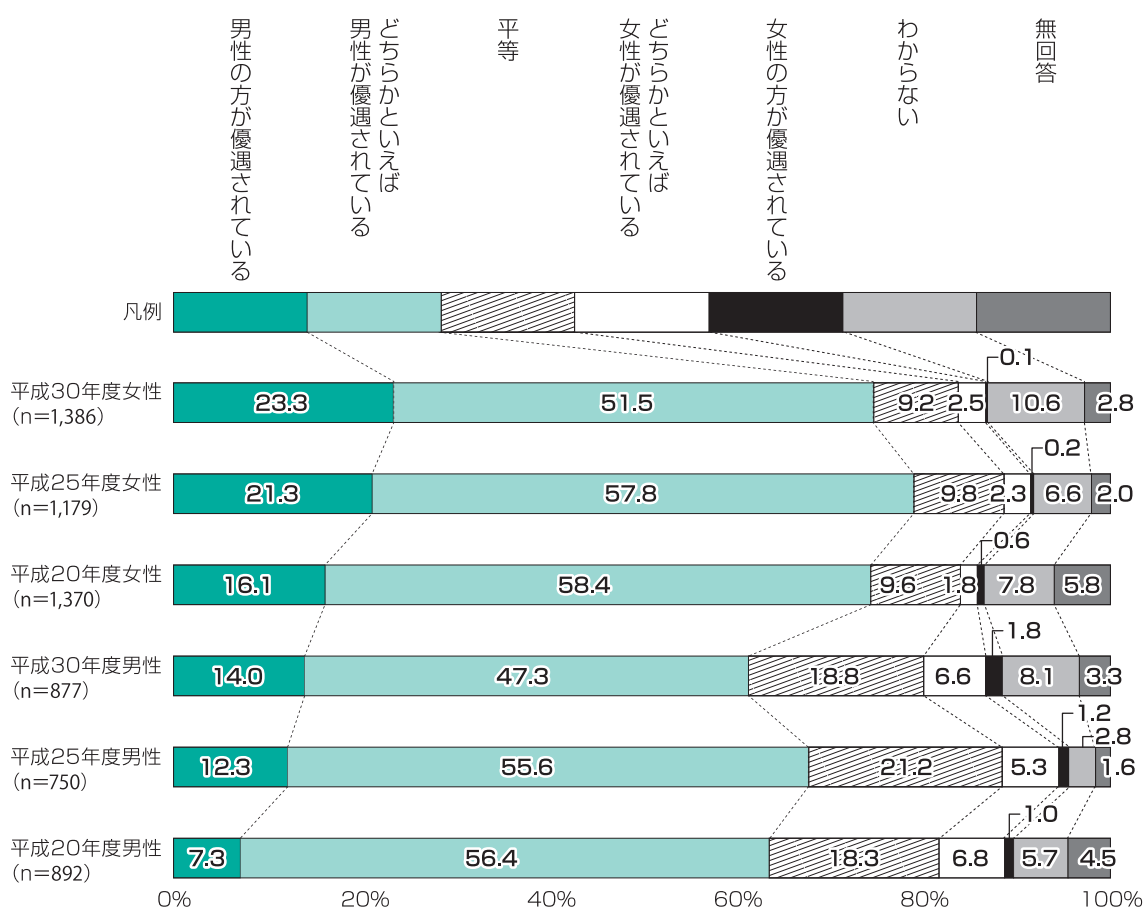


一方で、男女共同参画意識を持つ若年層においても、意識に行動が伴わない場合も多く、また、そもそも男女共同参画に対して無関心な人も一定数いるものと考えられるため、今後は、高齢者層と併せて、進学、就職、結婚、子育て、介護など、それぞれのライフステージに応じ、防災や子育て、職業選択など、身近で共感の得られるテーマで取組みを推進していきます。

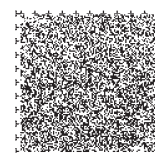
こうした取組みに、より実効性を持たせるためには、各校区に自治協議会があり、地域活動の場として公民館が設置されているという福岡市の特色を生かし、学校やPTAをはじめとする関係機関・団体が、地域との連携・協力により、実施していく必要があります。

さらに、男女共同参画に関する市民の国際理解を深めるため、SDGsをはじめとする国際的なジェンダー平等に関する情報や学習機会の提供に努めるとともに、交流などを通じて、異なる文化や習慣についての相互理解を促進する必要があります。

社会全体で見た場合の男女の地位の平等感



資料：平成30年度 市政に関する意識調査



基本目標1

あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会



施策の方向 1 男女平等教育の推進

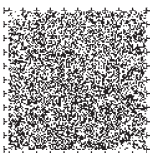
- ◆次代を担う子ども達が性別に捉われず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等教育を推進します。
- ◆学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修を推進します。
- ◆大学生等を対象とした、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるための啓発を行います。

1 学校教育における男女平等教育の推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○小・中学生向け男女平等副読本を作成するとともに、活用促進に努めます。	○小・中学生向け男女平等副読本の作成・活用	市民局 教育委員会
○性別に捉われないキャリア形成ができるよう、中学生を対象とした出前型セミナーを実施します。	○中学生向け出前セミナー	市民局
○男女平等の理念に立って教育課程を編成し、教科などの特質や児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行います。 ○男女が共に家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。	○男女平等の理念に立った教育課程の編成 ○職場体験学習 ○家庭科教育の充実 ○育児の体験学習等 ○学校生活全体にわたっての見直し	教育委員会
○大学生等を対象に、性別に捉われない将来設計や、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるための啓発を行います。	○学生向け啓発セミナー	市民局

2 教育に携わる者への研修の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市立学校の教職員を対象に、学校教育における男女平等教育の推進に対する理解を深める研修を実施します。	○男女平等教育研修会	教育委員会 市民局
	○新任教頭研修	教育委員会
○保育所などの幼児教育関係者及び公民館長・主事を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。	○保育所職員等研修	こども未来局
	○公民館長・公民館主事研修	市民局



施策の方向 2 男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開

- ◆アミカスは、市の男女共同参画を推進する拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を強化します。
- ◆区役所や公民館等において、地域における取組みや、全市的に広がりのある啓発、学習機会の提供、情報発信を進めます。

3 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○アミカスにおいて、市民グループや地域とも連携を図りながら、様々な講座・講演会を実施し、広く市民が共感できるように意識啓発及び学習機会の充実を図ります。 ○人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困など幅広い相談に応じるために相談機能の充実・強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画講座 ○市民グループ活動支援事業 ○アミカス地域支援事業 ○アミカス相談室における相談 	市民局

4 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進

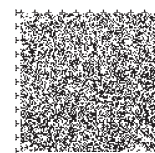
具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○区役所において各校区の男女共同参画の取組み状況を把握し、校区の実情に応じた男女共同参画を推進する活動が展開されるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援 ○男女共同参画社会づくり講座 ○市民センターにおける男女共同参画講座・講演会 	区役所
<ul style="list-style-type: none"> ○区役所や人権啓発センターなどにおいて、男女共同参画の推進に関する講座などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重週間「人権を尊重する市民の集い」 ○人権総合講座 	市民局

5 公民館における取組みの推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○公民館において男女共同参画の推進に関する講座を開催するとともに、市民に学習の場を提供するなど、地域における男女共同参画の取組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館における男女共同参画学習講座 	市民局

6 男女共同参画に関する調査・研究

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○市民の男女共同参画に関する意識調査を定期的に行うとともに、企業における女性社員の登用や就業環境などの調査を実施し、施策に生かしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会に関する市民意識調査 ○女性活躍推進に関する事業所等実態調査 	市民局



7 男女共同参画に関する広報と情報提供

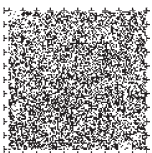
具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○男女共同参画に関する関係法令、条例及び第4次基本計画の周知に努めます。</p> <p>○市やアミカス、人権啓発センターの広報誌、ホームページなどの様々な広報媒体を活用して、男女共同参画について、市民が共感できる広報に努めます。</p> <p>○アミカスや人権啓発センターにおいて、男女共同参画の推進に関する図書、ビデオ、DVD、資料の閲覧・貸出を行います。</p>	<p>○出前講座</p> <p>○市政だよりによる広報</p> <p>○市のホームページでの情報提供</p> <p>○情報提供事業</p> <p>○広報啓発紙の発行</p> <p>○アミカス図書室による情報の提供</p> <p>○ココロンセンターだより</p> <p>○ラジオ番組「こころのオルゴール」</p>	市民局
	<p>○福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」での情報提供</p>	教育委員会
<p>○男女共同参画の視点に立った広報物づくりを進めるため、行政広報物を作成する留意点をまとめた「表現のガイドライン」の周知に努めます。</p>	<p>○行政広報物における表現のガイドラインの周知</p>	市民局
	<p>○ユニバーサル都市・福岡の推進</p>	総務企画局
	<p>○「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の周知</p>	市長室

8 市民団体・NPO等との連携・共働

具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に、アミカスや人権啓発センターで市民による講座・講演会の企画を公募し、市民団体等の活動を支援するとともに、情報交換や活動発表を行う場の提供を通して、団体間の交流とネットワークづくりを支援します。</p>	<p>○市民グループ活動支援事業</p> <p>○人権啓発センター利用登録団体との共働事業</p>	市民局

9 報道機関との連携

具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○男女共同参画社会に関する情報発信をするため、報道関係者との連携を図ります。</p>	<p>○ラジオ番組「こころのオルゴール」</p>	市民局



施策の方向 3 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援

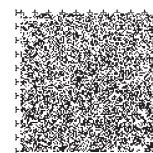
◆男女共同参画の視点を持って地域の様々な活動が展開されるよう、地域の主体的な取り組みの支援、「みんなで参画ウィーク」を活用した広報・啓発や、男女共同参画協議会等の活動支援に取り組みます。

10 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画が地域に浸透し、地域が主体的に男女共同参画の推進に取り組めるよう、所管局、区が連携し支援します。 ○男女共同参画の推進に向けて地域や諸団体が行っている取り組みを支援し、先進的取り組みや課題解決の事例に関する情報を、様々な機会を捉えて各校区に情報提供します。 ○地域で活動する人を対象とした講座の実施や、市民研修講師である「男女共同参画推進サポーター」などの派遣を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女協サミット ○出前講座 ○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 ○アミカス地域支援事業 ○七区男女共同参画協議会活動支援 ○七区男女共同参画協議会による男女共同参画研修実施状況調査 ○男女共同参画推進担当者研修 ○公民館長・公民館主事の研修 	市民局
	<ul style="list-style-type: none"> ○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援 	区役所

11 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進活動が自治協議会など自治組織を含めた校区全体に広がるよう、「みんなで参画ウィーク」のさらなる浸透を図り、地域と共働で取り組みを進めます。 ○「男女共同参画推進サポーター」や「アミカス寸劇隊」の派遣事業、出前講座の活用促進、公民館における男女共同参画学習講座の充実などにより、広く市民への男女共同参画意識の浸透を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 ○アミカス地域支援事業 ○出前講座 ○公民館長・公民館主事の研修 ○公民館における男女共同参画講座 ○共創自治協議会事業 	市民局

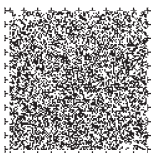


施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

◆男女共同参画の視点に立った地域防災を推進するとともに、防災をテーマとして、男女共同参画や多様性の必要性についての理解を深める取組みを進めます。

12 男女共同参画の視点に立った防災事業

具体的施策の内容	事業名	担当局
○防災分野における男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を促す取組みを進めます。 ○避難所用の備蓄や災害時の避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組むとともに、地域への働きかけを行います。	○女性の視点を活かした防災事業 ○出前講座 ○博多あん(安全)・あん(安心)塾 ○アミカス地域支援事業 ○避難所運営ワークショップ	市民局



施策の方向 5 国際理解・交流の推進

◆男女平等に関する国連の動向や、諸外国の女性の状況などについて、市民理解を深めるため、情報提供や学習機会の提供に努めます。

13 男女平等に関する国際理解の推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画をめぐる諸外国の女性が置かれた実情や支援の現状について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。 ○国際的な相互理解と協力を進めるため、在住外国人との交流など、多文化共生社会の実現に向けた活動を支援します。	○海外の女性情報の収集及び提供 ○男女共同参画講座 (諸外国の状況をテーマとするもの)	市民局
	○地域における外国人住民との交流支援事業	総務企画局

